

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年10月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月4日から同年11月4日まで

厚生年金保険の被保険者記録が申立期間について空白となっている。A社に昭和38年7月の入社から平成13年*月の退職まで継続して勤務しており、空白は無いはずなので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の在職証明書及び社員台帳により、申立人が昭和38年7月22日に同社に入社し、その後、同社に継続して勤務し（昭和43年10月4日に同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和43年11月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったと認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B営業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年6月21日）及び資格取得日（昭和36年9月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月21日から同年9月21日まで
A社に昭和33年4月1日から平成10年9月30日まで継続して雇用されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、同社C事業所で実習を行っていた昭和36年6月21日から同年9月21日までの期間の厚生年金保険加入記録が無い。この期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B営業所において昭和33年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36年6月21日に資格を喪失後、同年9月21日に同社同営業所において再度資格を取得しており、同年6月から同年8月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録、A社から提出された退職証明書及び従業員情報により、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の人事担当者は、「申立人が実習としてC事業所に出向したとしても、当社において正社員として継続雇用されていたことは確かであり、申立人の出向元であるB営業所において給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和36年5月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認できる関連資料が無く、不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年6月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀国民年金 事案 744

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年5月まで
国民年金の加入手続をA市で行った後、昭和36年3月にB市に転居し、集金に来ていた市の徴収員に保険料を納付していた。38年5月に住民票だけをC市に移したが、引き続き同様に保険料を納付していた。
社会保険庁の記録において、申立期間の保険料を納付した記録が無いのは納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がC市に住民登録していた昭和41年7月11日に払い出されており、申立人は、同年6月22日に任意加入被保険者の資格を取得していることから、申立期間は任意加入の対象となる未加入期間であり、制度上さかのぼって国民年金保険料を納付することができない。
また、C市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を確認しても、申立期間の納付記録は無い。

さらに、申立人に対しては、昭和35年11月21日に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の不在を意味する「不」の記載があり、この手帳記号番号により保険料が納付された記録は無い。

加えて、B市は、申立期間当時の国民年金被保険者名簿を保管しているが、申立人の被保険者名簿は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から60年6月までの期間及び62年4月から平成16年6月までの期間の国民年金保険料については免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から60年6月まで
② 昭和62年4月から平成16年6月まで

昭和57年ごろ、A市B区役所の担当者が自宅を訪問し、その担当者から説明を受けて国民年金保険料の全額免除申請をした。

その後、何度か転居したが、国民年金についての指導を受けたことはなく、私が国民年金保険料を納付したいと申し出ても、「全額免除となっているので、納付できない。」と言われていたため、平成16年に厚生年金保険に加入するまでの期間は、全額免除となっていると信じていた。

ところが、ねんきん特別便が届き、免除期間が昭和60年7月から62年3月までの21か月しかなく、申立期間が未納となっていることに驚いており、さかのぼって保険料を納付できないことにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年10月9日に払い出されていることから、この時点においては、当該期間の国民年金保険料について、さかのぼって免除を受けることはできず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、制度上、経済的な理由等により国民年金保険料の免除を受けるためには、毎年、免除申請の手続きを行い、所得の審査を受ける必要があるが、申立人は、「免除申請を毎年行った記憶は無い。申請免除の期間に限定は無く、一度、申請免除が認められれば、それ以降の手続きは不要だと思っていた。」と回答しており、保険料の免除が継続していたものとは考え難い。

また、申立人と同日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた申立人の妻も、申立期間に係る国民年金保険料の免除記録は無く、当該期間のうち国民年金加入期間は、未納とされている。

さらに、A市が保管する国民年金の記録を確認しても、申立人が申立期間の

国民年金保険料を免除されていた形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立期間の国民年金保険料は、現時点においては、時効により納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年3月まで
昭和50年の初めごろ、A市役所で「国民年金保険料が10年間さかのぼって納付できる。」と聞いたので、まとめて納付した記憶があるのに未納期間があるとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和50年の初めごろ、A市役所で過去10年間の保険料を一括で納付した。」と主張しているが、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳には、申立人が一括納付した期間は昭和36年4月から43年3月までの7年間であり、この期間の納付額7万5,600円を第2回特例納付実施期間中である50年12月に納付していることが明確に記載されている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年3月7日に払い出され、36年4月1日にさかのぼって資格取得されているが、申立人が現在所持する国民年金手帳の「国民年金の記録」欄の被保険者の種別を見ると、「43年10月6日に強制加入被保険者を表す『第1号』から任意加入被保険者を表す『任』に変更され、54年3月31日に強制加入被保険者を表す『第1号』に変更」と記されていることから、一括納付した50年12月の時点では、申立期間のうち43年10月から50年3月までは任意加入期間となり、制度上保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人に対して昭和35年12月1日に別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、これにおいても申立期間の保険料の納付記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から51年7月まで

昭和38年ごろから国民年金に加入し、娘の分と一緒に毎月数百円の国民年金保険料を自治会に納付していた。娘の国民年金保険料は納付済みとなっているが、私は未加入期間となっているので、納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A県に照会したところ、申立人は、恩給法に基づく遺族に対する公務扶助料の受給者であることから、申立期間は国民年金の任意加入対象者であることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月1日に払い出され、資格取得日が同年8月10日であることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は既に亡くなっているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月、同年5月、58年9月から60年8月までの期間及び60年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月及び同年5月
② 昭和58年9月から60年8月まで
③ 昭和60年9月から同年12月まで

会社を退職したので、A町役場で国民健康保険の加入手続をした際、国民年金の加入は義務であると言われたので、将来を考えて加入した。

保険料は、自治会の組長の集金で国民健康保険料と一緒に納めていたのに、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び国民年金資格情報から、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは昭和61年12月26日であり、申立期間は未加入期間であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年2月7日に払い出され、その資格取得日は、A町の記録と同じ61年12月26日となっていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、申立期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③共に、国民年金の加入手続及び保険料納付の記憶が曖昧であり、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 749

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年10月までの期間及び7年12月から8年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から同年10月まで
② 平成7年12月から8年2月まで

年金には常に加入していたはずであり、確かな記憶は無いが、被用者年金に加入していない時は国民年金に加入し、保険料を納付したと思っている。

しかし、社会保険庁の記録では、被用者年金に加入していない申立期間について国民年金の加入記録が無いとされている。納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成9年1月1日に基礎年金番号が導入される以前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることになるが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月4日から23年6月23日まで
申立期間については脱退手当金の支給記録があるとのことだが、受給した記憶が無い。A社B工場を退職してから、会社や社会保険事務所に行ったことも無いので、厚生年金保険被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和23年6月の前後2年以内に資格喪失した者で脱退手当金の支給記録が確認できる者5名(申立人を含む。)の厚生年金保険被保険者資格喪失日を見ると、最初の者が同年5月2日であり、最終の者が同年7月31日となっており、この期間内に資格を喪失した者で脱退手当金を受給していない者はいない上、いずれも資格喪失日から2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給額及び支給日などの具体的な記載がある上、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りも無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から5日後の昭和23年6月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和58年7月まで厚生年金保険への加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 14 日から同年 12 月 1 日まで
平成 14 年 7 月 14 日にA社B事業所にパートタイマーとして入社し、19年6月11日まで勤務した。
入社時にさかのぼって厚生年金保険に加入することができるということで、平成 14 年 7 月以降の保険料が同年 12 月分の給与から控除された。
この期間の加入記録が無いことは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の資格取得日は平成 14 年 12 月 1 日であることが確認できる。

また、同社は、厚生年金保険料を翌月に控除していると回答しており、同社が提出した申立人に係る給与明細書によると、平成 14 年 12 月以前の給与からは厚生年金保険料が控除されておらず、15 年 1 月以降の給与からは毎月 1 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、同社は、「申立人の厚生年金保険の資格取得日は平成 14 年 12 月 1 日であり、申立期間の厚生年金保険料は控除していない。雇用保険の資格取得日は 15 年 1 月 15 日であるが同年 5 月まで保険料を控除していなかったため、同年 6 月に支給した給与で、同年 1 月から同年 5 月までの 5 か月分の保険料をまとめて控除した。申立人は、このことと混同していると思われる。」と回答しているところ、同年 6 月の給与明細書によると、雇用保険欄に 1 か月分の保険料の記載があるとともに、その他の控除欄に 4 か月分の雇用保険料に相当する金額が記載されていることが確認できる。

加えて、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、

「入社までさかのぼって厚生年金保険に加入し、その分の保険料をまとめて給与から控除されたことはない。」と証言している。

このほか、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 25 日から 32 年 10 月 17 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みとなっているが、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも記憶に無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年10月の前後2年以内に資格喪失した者44名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む37名について脱退手当金の支給が確認でき、そのうち34名が資格喪失日の6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立てに係る事業所は、「退職時に個々に脱退手当金について丁寧に説明し、本人の希望に基づき社会保険事務所へ脱退手当金の請求手続をした。」と回答しているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年12月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 524

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月30日から26年3月3日まで

A社に勤務していた友人の紹介で同社に入社した。当初、昭和25年9月初めの入社予定だったが、B地方を襲ったC台風により同社が大きな被害に遭ったため、入社が遅れ同年10月30日に入社した。入社後10日目ぐらいに社員旅行でDへ行っており、その直後にD駅が火災に遭った記憶が鮮明であり、間違いなく申立期間に同社に勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が入社の際を詳細に供述していること及び同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立人が同日に入社したとする同僚も、申立人と同様、昭和26年3月3日に厚生年金保険被保険者資格を取得している上、別の3人の同僚が、「入社後に一定の試用期間があり、同期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、これらの同僚も、入社から厚生年金保険被保険者資格を取得するまでに空白期間があることから、申立期間当時、事業主は、従業員の入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがわれる。

さらに、A社は、申立人の申立期間における勤務状況、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる資料等を有しておらず、申立てを裏付ける証言等を得ることができなかった。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。